

2016-17 RID2790 GOVERNOR OFFICE
GOVERNOR : SADAO AOKI
3-1-1-302 TSUBAKIMORI, CHUOKU,
CHIBA-CITY, CHIBA, JAPAN 260-0042
Tel.: +81-43-284-2790 Fax: +81-43-256-0008
E-mail: 16-17gov@rid2790.jp



2016-17 RID2790 ガバナー事務所
ガバナー：青木 貞雄
〒260-0042
千葉県千葉市中央区椿森 3-1-1-302
Tel. 043-284-2790 Fax. 043-256-0008
E-mail: 16-17gov@rid2790.jp

2017年5月26日

宛先：国際ロータリー第2790地区
各ロータリークラブ会長・幹事各位
CC：地区立法案検討委員会委員長
PDG 崎山 征雄 様（審議会地区代表議員）

国際ロータリー第2790地区
ガバナー 青木 貞雄

2017-18年度決議審議会クラブ提出決議案承認（郵便投票）の件

深緑の候 貴クラブにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
今年度も残り1ヶ月少々となりましたが、皆様には、地区運営に最後までご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る4月7日付Eメールで皆様に御願ひした2017-18年度決議審議会（開催時期未定）に提出する決議案につき、提出期限（5月15日）までに、3クラブより6件の提出がありました。

5月18日に開催した本地区立法案検討委員会において提案を精査すると共に、提案クラブと協議した結果、1件は内容1部修正後再提出、そして、2件は決議審議会非審議事項（組織規定に関わる制定案）との結論に基づき撤回となりました。

この結果、別紙記載4件のクラブ提出決議案を2017-18年度決議審議会に提出する件（RI事務局提出期限は本年6月30日）につき、国際ロータリー細則第8条決議審議会（8.040クラブ提出の決議案を地区で承認）に基づき、地区内クラブの承認を郵便投票にて行うことといたしました。

注：国際ロータリー細則8.040は、決議審議会クラブ提出決議案は、地区大会、地区立法案検討会で、または郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明添付を義務付けています。従って、今回は、時間的制約により、郵便投票を選択しました。）

つきましては、別紙記載4件の決議案につき、貴クラブ理事会、及び／またはクラブ協議会で審議の上、別紙「郵便投票用紙の1～4の各決議案」に貴クラブの立場（賛成・反対・棄権のいずれかに丸印）を記入の上、会長及び幹事が署名し、2017年6月21日12時まで（必着）にガバナー事務所宛回答下さい。（郵便、ファックス、Eメール、及びインターネットテクノロジーのいずれでも可。国際ロータリー定款第15条解釈の仕方）。

票決は、国際ロータリー細則第14条ガバナーの指名と選挙に準拠するものとし、各クラブの投票権は14.040.1の規定通りとします。また、14.040.2に基づく投票委員会を6月21日16時30分よりガバナー事務所で開催し、有効投票の過半数をもって承認とします（14.040.3）。投票委員会委員は、地区立法案検討委員会委員の「PDG 櫻木 英一郎氏」、「GE 寺嶋 哲生氏」、及び「GN 橋岡 久太郎氏」に委嘱しました。

敬 具

別紙：1～4はクラブ提出決議案
5は郵便投票用紙

投票用紙送付先：郵便：〒260-0042 千葉市椿森 3-1-1-302 青木 貞雄ガバナー事務所
ファックス：043-256-0008 Eメール：16-17gov@rid2790.jp